



# 議会だより



冬来たりなば春遠からず・・・(菱木川河口にて撮影)

## 目次 CONTENTS

1. 正副議長の改選	2 PAGE
2. 委員会構成	3 PAGE
3. 12月定例会審議	4～5 PAGE
4. 討論	6～7 PAGE
5. 委員会付託案件の審査	8 PAGE
6. 一般質問	9～13 PAGE
7. 臨時議会審議	13 PAGE
8. コラム	14 PAGE

# 議長・副議長・委員会委員が改選になりました

就任のごあいさつ



議長  
桂木庸雄  
大倉



副議長  
小座野定信  
下佐谷

市民の皆様におかれましては、平素より、市議会に対し格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2月9日開催の第1回臨時議会におきまして、議員各位のご推挙を賜り、かすみがうら市議会議長、副議長の要職に就任することになりました。

身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、その職責の重大さを改めて痛感している次第であります。もとより微力ではございますが、円滑なる議会運営に努め、その使命達成に最善を尽くす決意でございます。

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進展により、医療、介護などの社会保障の課題や、高度情報化等による社会情勢の変化に加え、地方分権の進展により、自己決定、自己責任に基づく自治体運営が求められております。

更には、昨年後半からの世界的な金融危機や円高により企業業績が急激に悪化し、法人税収の減収など財政面での影響も避けられないものと思われれます。

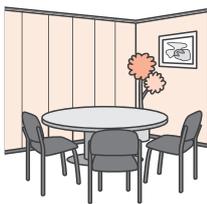
このような中、市議会といたしまして、市民の代

表としての責任を強く自覚し、議員各位が市民の皆様への思いをしっかりと受け止め、その負託に応え、力を発揮することができましよう、公平にかつ公正に、信義に満ちた議会運営を心がけてまいります。

また、市議会をより身近に感じていただくためにも、開かれた市議会の実現に向けて、議会の活性化に取り組んで参る所存であります。

市民の皆様方には、今後とも、市議会への深いご理解と、市政に対するご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。

就任のご挨拶といたします。



## 議会運営委員会（6人）

委員長	関 利 夫
副委員長	矢 口 栄 造
委 員	藤 井 裕 一
委 員	圓城寺 正 道
委 員	栗 山 千 勝
委 員	廣 瀬 義 彰

議会運営を円滑におこなうために、議長の諮問により、会期の設定、議案、請願等の取り扱いなど、議会運営の全般について協議し、意見調整を図るために設けられる委員会です。

# 委員会構成

## 常任委員会の役割

常任委員会とは、市の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行うため、条例で定めた、常設する委員会です。議案などは最終的に本会議で可否が決められますが、市政は広範囲にわたるため、効率よく専門的な審査をするために、3つの常任委員会を設けています。

## 常任委員会委員の定数

総務委員会（7人）、文教厚生委員会（7人）、産業建設委員会（6人）の3つの委員会があり、議員はいずれか1つの委員会に所属しなければなりません。任期は、2年となっています。

### 総務委員会（7人）

委員長	鈴木良道
副委員長	古川誠一
委員	小松崎誠
委員	和田正美
委員	桂木庸雄
委員	関利夫
委員	圓城寺正道

#### 【所管事項】

市長公室（秘書課、広聴広報課、企画課、財政課）  
総務部（総務課、霞ヶ浦庁舎総務課、職員課、検査管財課）  
消防本部（総務課、警防課、予防課）  
会計課  
市民部（税務課、納税推進課）  
の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項

### 文教厚生委員会（7人）

委員長	石井幸雄
副委員長	古橋智樹
委員	佐藤文雄
委員	小座野定信
委員	矢口龍人
委員	藤井裕一
委員	矢口栄造

#### 【所管事項】

市民部（国保年金課、千代田庁舎市民窓口課、霞ヶ浦庁舎市民窓口課、中央出張所）  
保健福祉部（社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、健康増進課）  
教育委員会（学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、公民館、図書館、郷土資料館）

### 産業建設委員会（6人）

委員長	中根光男
副委員長	加固豊治
委員	井坂悦司
委員	栗山千勝
委員	山内庄兵衛
委員	廣瀬義彰

#### 【所管事項】

環境経済部（農林水産業課、環境保全課、観光商工課）  
農業委員会事務局  
土木部（都市整備課、道路管理課、道路整備課、下水道課）  
水道事務所

## 平成20年第4回定例会審議



平成20年第4回定例会が、12月2日から12月18日までの17日間の会期で開催されました。今定例会では、平成20年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正などについて、各所管の常任委員会へそれぞれ付託して審査を行ったほか、3日、4日、5日の3日間において一般質問（後頁P9～13）が行われました。

今定例会に上程された議案等の要旨は次のとおりです。

## 議案第69号

かすみがうら市住民基本台帳カード利用条例の制定について

**可決**

かすみがうら市住民基本台帳カードの利用目的の拡大を図るために条例を定めるものです。

## 議案第70号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

**可決**

市内に住所を有し、かつ、届出があった公益法人等に対して、寄付金についての税額控除の対象とするための改正を行うものです。

## 議案第71号

かすみがうら市手数料条例の一部改正について

**可決**

住民基本台帳カードの交付に関し、国の財政措置（特別交付金）が拡大されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、カード交付手数料を無料にするものです。

## 議案第72号

平成20年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

**可決**

既定の歳入歳出予算の総額にそ

れぞれ4億4,432万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億4,963万8千円とするものです。

**質疑** 地方交付税の減額について、その要因について伺う。

市長公室長 普通交付税の算定結果により、2億1,900万円の減額になります。前年度の法人割収入額が伸び率100・2%の増となり、本年度の基準財政収入額に影響しまして、結果、交付税の減額となりました。

**質疑** 国庫支出金の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の内容について伺う。

市長公室長 緊急対策としてまして年度内に完了するなどの条件を考慮し、学校施設の耐震診断調査経費を対象としまして実施計画を策定いたしました。

**質疑** 霞ヶ浦庁舎建設工事の工事請負費の内訳を伺う。

総務部長 総額9億300万円で、20年、21年、22年度の3年の継続費ということで計上いたしました。

本体工事は、建築工事、電気設備、機械設備、合わせまして約6億2,400万円。その他外構工事、付帯建設工事等で2億6,600万円の予定をし

ており、工事費については、約8億9万円です。

今回、その範囲で一括発注で予定させていただいており、事業費の40%であります。

## 議案第73号

平成20年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

**可決**

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,547万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億9,613万2千円とするものです。保険者が負担する、保険給付費並びに後期高齢者支援金などの増額です。

## 議案第74号

平成20年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**可決**

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,728万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億265万4千円とするものです。年間保険料を算定した結果、軽減者が増加したことによるものです。

## 議案第75号

平成20年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

**可決**

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,686万8千円を

# 12月定例会審議

追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,579万5千円とするものです。市債の借入れとともに、歳出で特定環境保全公共下水道事業に係る管渠敷設工事及びポンプ設置工事に要する経費であります。

**質疑** 繰上償還とその効果について伺う。

土木部長 5%から7%未満の未償還元金、約4億8千万円程度について、2.3%程度の低率なものに借り換えをし、利息の縮減を図るものです。本年度の縮減額については、約9,400万円を見込んでおります。

**議案第76号**  
平成20年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) **可決**

▼既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ322万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,235万9千円とするものです。市債の繰上償還に要する経費などを計上するものです。

**議案第77号**

平成20年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第2号)

**可決**

▼既定の歳入歳出予算の総額にそ

れぞれ46万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,623万円とするものです。介護保険システムの改修に要する経費であります。

**議案第78号**

平成20年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)

**可決**

▼平成20年度公的資金補償金免除繰上償還の実施に伴い、資本的収入の既決予定額に3億3,350万円を追加し、6億1,260万円にするものです。また、資本的支出の既決予定額に3億4,876万5千円を追加し、9億4,817万1千円にするものです。高利率の借入から、低利率に借り換えを行うものです。



**議案第79号**

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について **可決**

▼茨城県後期高齢者医療広域連合の運営の円滑化を図るため、広域連合協議会議員の定数、選挙方法等の変更、並びに関係市町村長の代表者で構成する協議会を設置することに伴い、規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により提案するものです。

**議案第80号**

かすみがうら市国民保険条例の一部改正について **可決**

▼平成21年1月1日より産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額が改正されることにより、条例の一部を改正するものです。

**議案第81号**

市町村境界の決定に関する意見について **可決**

▼霞ヶ浦における本市と隣接市町村の境界について、茨城県知事の決定案に対し異議がない旨を意見することについて議決をお願いするものです。

**議案第82号**

かすみがうら市監査委員の選任について **同意**

**意見書第1号**

地方議会議員年金制度に関する意見書(案)について **可決**

**議長発議**

閉会中の継続審査について

**決定**

**議長発議**

議員の派遣について **決定**

**請願・陳情の審査結果**

**請願第4号**

国民健康保険税引き下げを求める請願 **不採択**

**請願第5号**

請願書(大平地区における土砂埋立て事業について) **採択**

○ **人事案件**

【監査委員】

久保田 喜久男(稲吉東)  
平成20年12月18日 同意

## 第4回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第72号 平成20年度かすみ  
がうら市一般会計補正予算（第  
4号）

### 反対討論

霞ヶ浦庁舎建設の是非は住民投票で問うべきだというのが基本的な立場ですが、何よりも霞ヶ浦庁舎が建設されれば、無駄と無理が固定化され、何のための合併だったのかということであります。「かすみがうら市を元気にする会」のアンケート結果からも、市民の多くの声は、あじさい館を活用して支所として位置付けることを望んでおり、現有施設の活用を求めているのではないのでしょうか。箱物建設は税金の無駄遣いだとの批判する市民の声は強まるばかりであります。アメリカ発の金融危機によって、世界的同時不況という深刻な景気悪化で雇用の不安の中、当市においては庁舎建設よりも住民の暮らしを守り、福祉を増進する緊急な対策こそが、今、求められているのではないのでしょうか。

今議会での一般会計補正予算

に、霞ヶ浦庁舎建設事業費を計上したことは、何が何でも庁舎建設は強行するという市長の意思を表したものと考えますが、執行部は市民からの批判や疑問の声が高まらないうちに、多数で押し切ろうという意図は明らかであります。特に、12月議事に9億円もの継続費を駆け込み的に計上することとは、まさに異常な措置であると言わざるを得ません。霞ヶ浦庁舎建設事業は合理的な行財政運営の観点から逆行するものであり、当市の財政状況からすれば安易に借入金に依存して事業を進めるべきではありません。不用不急な事業は止めるべきであります。市民に対して建設の是非を問わず、市民の十分なコンセンサス、合意を得ないまま建設を強行することは、後々まで禍根を残すものであり、今回の補正予算に反対するものです。

### 賛成討論

霞ヶ浦地区住民待望の庁舎建設費計上のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金、保育所入所委託経費、更には環境対策として浄化槽設置補助金や、中小企業対策としての利子補給補助金の計上などがされており、市民生活に十分配慮した予算と考えます。

霞ヶ浦庁舎建設に対する反対意見も見受けられますが、現在の庁舎は建築後50年以上が経過しており、老朽化も進み、耐震の観点からも建て替えの時期にきていると考えます。建設に当たっては、これまで建設審議会や議会において、様々な角度から審議・検討され、それらの意見を踏まえて、執行部としても規模や建設費の見直し等を行ってきた経過があります。この上は早期に整備し、地域住民のサービスの拠点として幅広く活用できるよう、そして、大和田バイパスの通過とあいまって地域活性化に繋がればと考えております。執行部におかれましては、市民への行政サービスの更なる向上や、施設運営に当たってコスト削減を十分に念頭に入れて、運営方策を検討していただきたいと思っております。霞ヶ浦地区の行政拠点として、大きな役割を期待するものです。



○議案第73号 平成20年度かすみ  
がうら市国民健康保険特別会計  
補正予算（第2号）

### 反対討論

歳出において、後期高齢者支援金等の負担金を増額補正するものです。その内容は、支援金を12箇月で計算するところを、勘違いで11箇月で計算したということですので。今年度、国保税を大幅に引き上げましたが、この支援金分をそっくりそのまま上乗せして引き上げたものでした。市は、この支援金を引上げる理由・根拠にして加入者に広報していましたが、私は後期高齢者医療制度による支援金の導入は国保全体では財政負担を軽くすると指摘して、相殺すれば引き上げの根拠にならないと主張してきました。今回の補正は、その積算根拠が崩れたといつてもいいものであります。支援金1箇月分の不足は税率改定ではなく、療養給付費で賄うとしています。制度の改定があったとしても、前年度と比較して、あまりにも少ない額で計上されていたのではないのでしょうか。医療費増加の根拠も含めて、国保会計を全面的に見直し、税率引き下げも含めた補正とすべきではなかったのかと考えます。

賛成討論

今回の補正予算の主たるものは保険給付費のほか、後期高齢者支援金の増額計上であります。この後期高齢者支援金の修正補正については、後期高齢者医療制度の設立初年度内の対応として、全くもって適正な事務対応であり、国保加入者及び当市の住民に何ら不利益、不具合を生じるものではありません。このことから、当初予算の編成がどんぶり勘定ではなく、必要に応じた慎重かつ的確な対応となる本補正は、地方自治法第218条の規定による適切な予算執行の証であったと十二分に理解するものであります。

また、財源についても政府による当該制度の備えにおいて十分な対応があり、後期高齢者支援金として自主財源を適切に振り替え、国庫金を給付費増加に充当するものであります。よって、担当部におかれましては、卑屈になることなく、引き続き事務対応に臨んでいただきたいと思います。

今後の当市国保税の適正課税のあり方については、誰しもが正しく納付すれば気兼ねなく安心して病院に通える国民皆保険制度に救済されていることを念頭に、各議員からの具体的かつ様々な提言を

基に、当市のこれまでの経過や実情、さらには社会全体の構造改革と景気対策を十分踏まえ、数々の課題に処することが肝要であります。これらの対応として十分追隨していることから、賛成討論いたします。

○請願第4号 国民健康保険税引き下げを求める請願

賛成討論

国保税の大幅引き上げで、近隣市町村一高くなっただけではなく、県下一高くなっただけではありません。国保加入者からは納付書を見て初めて、あまりの引き上げ額の多いことに気がついたのではないのでしょうか。今回の請願には、短期間の取り組みにもかかわらず1,400筆を越える署名が寄せられたことは、あまりの引き上げに対する怒りの表れではないでしょうか。国保加入者の多くは収入が低い世帯であり、今回の引き上げによって一層払うことが出来なくなる加入者が増えることは明らかであります。まさに市民の暮らしと命を縮めるものであると考えます。収入の1割を超える国保税は、1世帯の家計においては支払能力を超えたものがあります。国保加入者は一般には自営業

者が多いといわれてきましたが、この間のリストラによる失業者や低賃金不安定雇用層が増加する中で、その構成が大きく変化しております。国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを法律で明確に目的にしております。国保は、他の被用者保険、他の公的医療保険に入らない、また、入ることの出来ない国民、市民の命を守るセイフティネット、いわば安全網の役割を担っているものであります。収納対策に全力を尽くすことは当然であります。その生活実態を調査し明らかにすべきだと思えます。と同時に、国庫支出金を削りに削ってきた国に対して、その負担割合を元に戻すよう、市は積極的に働きかけるべきであります。今、滞納と引上げの悪循環を断ち切るには、当面の措置として、一般会計からの繰り入れを増やし、支払可能な税額にすることです。



合併特例債事業等主要事業調査特別委員会報告

本委員会は、平成20年3月21日に付託され、平成20年5月29日・10月30日・12月18日に、慎重な調査を行いました。

本委員会としても、本格的な地方分権時代を迎え、自立した自治体運営が、行政運営の至上命題であることを十分認識した上で、審査においては、合併以降の環境変化や市民意識の変化などに配慮し、併せて、長期財政見込みを踏まえ、主要事業の見直しの審査を行いました。

調査の結果、「新市建設計画変更計画(案)」について、茨城県への事前協議並びに次期議会への提案について認めることに決定いたしました。

委員長 関 利夫  
副委員長 桂木庸雄

## 総務委員会

### 【付託案件】

- ・かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- ・平成20年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- ・市町村境界の決定に関する意見について

### 【審査内容】

**Q：寄付金(ふるさと納税)について、対象とする法人等を市内に事務所を有するものに限定した訳は。**

A：仮に市内の方が他市町村に所在する法人に対し寄付を行った場合、寄付金控除により税収が少なくなることが考えられるため、市内に限定したほうが税の減収等の影響はなくなると考えられます。

**Q：地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金について、どのように算出されるのか。**

A：交付額については、人口や財政力指数等いくつかの指標に基づき国の算出により決定され、1,754万8千円が当市の限度額になっています。

**Q：長期計画事業の中で電子決済文書管理が計画されているが、経年保存文書についても電子化するのか。**

A：電子ファイリングということで実施計画の中に盛り込まれており、数年中には実施したいと考えています。

## 文教厚生委員会

### 【付託案件】

- ・かすみがうら市住民基本台帳カード利用条例の制定について
- ・かすみがうら市手数料条例の一部改正について
- ・平成20年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- ・平成20年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・平成20年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・平成20年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ・茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- ・かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について
- ・国民健康保険税引き下げを求める請願



▲住民基本台帳カード

### 【審査内容】

**Q：住民基本台帳カードについては利用率が極めて低いですが、普及しなかった原因は。**

A：印鑑証明・住民票の交付が受けられる市民カードが普及していることがあります。住民基本台帳カード交付手数料を2年間無料化し利用の普及・促進を図るものです。

**Q：障害者福祉費、視覚障害者等支援備品購入費の内容は。**

A：視覚障害者支援としての、視覚障害者用活字読上げ装置と視覚障害者用拡大読書器の2種類です。

**Q：教育振興費、特別支援教育就学奨励費の内容は。**

A：各学校の特別支援学級に通級する児童を対象に、学用品・通学用品・給食費等の費用に対し援助を行う内容ですが、今年度から牛渡小・倉倉小に情緒学級が、下稲吉東小に言語学級が新設され対象児童数が増加となりました。

## 産業建設委員会

### 【付託案件】

- ・平成20年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- ・平成20年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・平成20年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- ・平成20年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- ・請願書（大平地区における土砂埋立て事業について）

### 【審査内容】

**Q：一の瀬上流土地改良区事業補助について何う。事業内容は。**

A：事業費の37.5%が県補助金、12.5%が市補助金。2分の1が県と市、残りが土地改良区の負担になります。木ノ川流域全体、25箇所のコルゲート管をコンクリートヒューム管に敷設替えするものです。

**Q：商工費、資金斡旋利子補給金について何う。**

A：自治金融融資斡旋資金の利子補給金を増額して支援を行うもので、現在年間の利子額に対し3%を補助していますが、今回2.05%の利率の1.2%相当を補助するものです。

**Q：水道事業の繰上償還について、費用効果は。**

A：今回の借り換えにより、年率2.45%で計算し、従来の利子負担分が3,146万7千円ほど減額される見込みです。



▲上佐谷小学校

井坂 悦司 議員



▲市民窓口（千代田庁舎）

古橋 智樹 議員

**Q** 厳しい財政事情から事業計画の抜本見直しをしなければ行政運営が出来ないと危惧するが。

**A** 市長 先の議会特別委員会において合併特例債の対象事業を含めた主要事業について、緊急性、継続性、広域性などの観点から実施可能な事業の選択と振り替えについて説明いたしました。しかし、予算を許さない厳しい財政状況が続くことは避けられないと考えており、財

**Q** 経費の縮減に着手しなければなりません。集中改革プランの確実な実施に努めているところですが、行政内部の改善改革を一層進める必要があります。分権型社会システムに対応できる新たな目標設定を行って参ります。

**A** 教育部長 今後の小中学校施設の整備計画については、耐震診断調査の結果を踏まえ、検討を

**Q** 老朽化校舎の改築計画、小・中学校の再編計画について伺う。

**A** 教育部長 今後の小中学校施設の整備計画については、耐震診断調査の結果を踏まえ、検討を

**A** 関係者の意見の拝聴、住民意向の把握に努め検討する

**Q** 小・中学校の再編計画は

**A** 市長 休日・夜間の開庁に伴う住民サービスの拡充策については、行政改革推進の環境として、そのあり方について検討中です。霞ヶ浦庁舎の移転整備に伴う事務体制の整備などとの関連もあり、現時点で具体策まで至っておりませんが、市民窓口を中心とした対応でよい

**Q** 国保税の資産割と固定資産税の二重課税ともする課税

**A** 市民部長 現在市民窓口の業務に限った問題について検証中です。市民部だけに限定したことであれば、ある程度段階的な考え方で試行的な可能性はあると思います。

**A** 市民部長 国保税率指針と現状の乖離の大きい部分に修正を入れることは、指摘の応能割の資産割が重要なポイントといえます。資産割導入の経緯も踏まえた上で、修正時には社会状況の把握あるいは影響度合い、そして資産割採用の可否判断が求められるという認識もあります。その時期については定まっていますが、その時期について

**A** 住民サービスの拡充策について早期に方向性を出したい

**Q** 土日祝祭日と夜間の一部開庁について市の対応は

**Q** 他市にならない土日祝祭日と夜間の一部を開庁することについて、市の対応を伺う。

**A** 市長 休日・夜間の開庁に伴う住民サービスの拡充策については、行政改革推進の環境として、そのあり方について検討中です。霞ヶ浦庁舎の移転整備に伴う事務体制の整備などとの関連もあり、現時点で具体策まで至っておりませんが、市民窓口を中心とした対応でよい

**Q** 国保税の資産割と固定資産税の二重課税ともする課税

**A** 市民部長 現在市民窓口の業務に限った問題について検証中です。市民部だけに限定したことであれば、ある程度段階的な考え方で試行的な可能性はあると思います。

**A** 市民部長 国保税率指針と現状の乖離の大きい部分に修正を入れることは、指摘の応能割の資産割が重要なポイントといえます。資産割導入の経緯も踏まえた上で、修正時には社会状況の把握あるいは影響度合い、そして資産割採用の可否判断が求められるという認識もあります。その時期については定まっていますが、その時期について

質問事項

1. 新市建設計画の検証と行政改革について
2. 小・中学校の再編と改築計画について
3. 下水道整備検証結果と今後の整備方針について
4. 合併特例債事業である常磐線をまたぐ跨線橋の具体化について
5. 霞ヶ浦水産資源の確保育成について
6. 遊休農地の有効利用と特産化対策について

質問事項

1. 税源委譲による活性化策は2期ベースで創出させることについて
2. 当市赤字財政見直しから次なる市町村合併による破綻回避と実用的広域化による街づくり活性視野について
3. 国保税だけの資産割と固定資産税等との二重課税の認識について
4. 神立停車場線の年次段階整備に伴う税収効果の認識について
5. 土浦市に倣い夜間と休日の開庁日の一部設定することについて
6. 住居表示地区拡大による市街化形成の長期的整備視野について
7. 団塊世代二地域居住の農村体験ニーズ対応における霞ヶ浦地区活性について
8. つくばファーム悪臭の責任である汚染者負担原則の履行について
9. 学校統廃合による学校管理費削減を基とした教育振興費の増額意思について 他4件

桂木 庸雄 議員



▲ジェネリック医薬品希望カード（イメージ）

栗山 千勝 議員



▲現在の第二保育所

**Q 国民健康保険税の滞納対策と負担の軽減を**

**A 納税相談の機会を拡充し、徴収強化を図っていく**

**Q 国民健康保険税の滞納対策と保険料について伺う。**

**A 市長** 国民健康保険税については、収納率が伸び悩んでおり大変厳しい状況で推移しております。今後の対応策として、納税相談の機会を拡充するため、更に有効期間の短い被保険者証の交付に切り替えをしたり、資格者証を交付するなど、徴収強化を図っております。

医療費の伸びを抑えるため適切な受診などの意識を持つていただくことが重要と考えます。

**Q 介護保険料の軽減対策について伺う。**

**A 保健福祉部長** 介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要なとするサービスを事業者が提供するよう促すことです。

平成20年度はケアプランチェックを実施しております。今後、訪問調

保険者一人ひとりが納税すること、保険税負担を抑えるためには、被

を

査を併せて行い、保険者・事業者において問題意識の共有化を図りたいと考えます。さらに介護給付適正化システムを活用し医療情報との突合等を行い、返還金が発生しております。また、サービス利用者に対し介護給付費通知を行い、不適切な請求発見の契機にしたいと考えます。第4期介護保険料設定については、現行の考え方を継承し、保険料の負担軽減を図って参りたいと考えております。

**Q 統合保育所整備による市の財政効果は**

**A 人件費削減、老朽化した施設の維持改修費用等効果は図れる**

**Q 統合保育所整備による市の財政効果と職員削減について伺う。**

**A 保健福祉部長** 平成17年国の補助制度の改正により、補助対象が民間業者が設置する場合のみとなりまして、費用負担を比較しますと、民設としたとき市では約2億円の建設費用の削減が図れることから、民営化を進めてきたところです。保育所運営に当たりまして、人件

費の削減、老朽化した施設の維持改修費用等を考えますと、民営化による統合保育所整備事業の財政効果は図れると考えます。入所申込みの受付終了後、職員配置の最低基準に照らし算定すると、約20%程度の職員が削減できるものと考えております。

大綱に基づき、事業全般における整備手法の検討や、入札の改革、特定財源の確保など、様々な角度から取り組んでおります。特に、合併特例債事業につきましては、事業費が大きいこともあり、一層の効率化が必要であると考えます。事業規模、費用等の精査による事業費の縮減、民間委託の推進や制度の探求による特定財源の充当などにより起債の圧縮に努めてきたところであります。

費の削減、老朽化した施設の維持改修費用等を考えますと、民営化による統合保育所整備事業の財政効果は図れると考えます。

**Q 合併特例債事業は効率のよい予算執行がされているか伺う。**

**A 市長** 効率的な予算執行については、現在、行政改革

質問事項

1. 統合保育所について
2. 合併特例債事業について
3. 開発に伴う損害賠償請求について
4. 悪臭対策について
5. 補助金について
6. 職員指導について

質問事項

1. 国民健康保険税の滞納対策と保険料について
2. 介護保険料の見直しと保険料の軽減対策について
3. 高額介護合算療養費について
4. 保育所保育指針と保育の状況について
5. 食の安全と学校給食について
6. 小・中学校の学力テストの結果に対する取扱いについて



▲成沢砂防ダム

山内庄兵衛 議員



▲霞ヶ浦庁舎

佐藤 文雄 議員

**Q** 霞ヶ浦地区はJA土浦、千代田地区はJA茨城千代田、農協の一体化についてどう考えるか。

**A** 市長 行政とJAとの連携に不可欠であると考えます。農協の一体化がなされることは、農業振興策をはじめ様々な施策を推進する上で、大変重要であると認識しております。

しかし、両農協の合併については、組合員の合意の上に成り立

**Q** 雪入地区砂防ダムについて、県の計画を伺う。

**A** 総務部長 土石流危険渓流流域が指定されており、成沢・桜沢は整備が完了しましたが、峯川については未整備となっております。砂防事業に関する県予算も減

**Q** 峯川の事業採択については、事業化に向けた要望を重ねていく

ものであり、今後の動向に注視して参りたいと考えております。将来的には、市として、合併は望ましいものと考えております。

**Q** 雪入地区砂防ダムについて、県の計画を伺う。

**A** 現在、県において、土砂災害防止法に基づき、警戒区域等の調査を進めており、今年度中に「土砂災害警戒区域等」が指定される予定です。市としましては、土砂災害ハザードマップなど危険箇所所周知、警戒避難体制の整備等ソフト対策に努めて参ります。

質問事項

1. 市内600haに及ぶ荒廃地の対策について
2. 農家の後継者対策について
3. 梨農家の減少対策について
4. 農協の一体化についてどう考えるか
5. 雪入砂防ダムについて
6. 牛渡地区から美浦村に架かる橋について
7. 茨城空港開港に伴うつくばエクスプレス延伸要望について

Q 雪入地区砂防ダムについて県の計画は

**Q** 霞ヶ浦庁舎を建設せず、あじさい館を有効活用すれば済むのではないか。箱物建設は税金のムダ遣いとの意見が多い。

**A** 市長 霞ヶ浦庁舎建設にあたっては、庁舎建設審議委員会でも、建設候補地としてあじさい館周辺の土地についても十分に検討をいただき、現在の予定地が適している旨の答申を受け、議会においても十分審議のうえ、用地取得の議決をいただき事業を進

**Q** 国保会計への一般会計からの繰入れ増額について伺う。

「元気にする会」からアンケート調査の結果についての資料をいただきましたが、それ以前からも、区長会や市民の皆さん、また、「元気にする会」から様々なご意見を伺っております。それらの様々なご提言に配慮し、規模や事業費の見直しを図ったところでありま

**A** 市長 国民健康保険の医療給付は、本来被保険者が負担すべきもので、出産一時金、国保安定化支援事業、保険安定基金繰入金、職員給与などが一般会計からの繰入れ対象となります。国保の加入世帯は、被用者保険加入世帯に比べ、年齢構成が高いため、税負担が重いとのご意見は聞いておりますので、原則を踏まえつつ、必要に応じ、臨時的な対応をしなければならぬと考えております。

質問事項

1. 霞ヶ浦庁舎建設とあじさい館の指定管理者制度移行へのスケジュールについて
2. 入札制度の改善策について、特に総合評価方式及びプロポーザル方式による入札について
3. 監査委員審査のあり方について
4. 国民健康保険税の税率引き下げ策について
5. 水道事業について、基本水量料金の見直しについて
6. 市独自の子育て支援対策の必要性について
7. 石岡地方斎場の移転建設の必要性和市民負担について
8. 住みよいまちづくりについて、生活道路の改善と交通弱者対策について

鈴木 良道 議員



▲緊急通報装置

**Q** 都市計画マスタープランにおける千代田石岡IC周辺地区の位置付けは

**A** 産業拠点の形成に向けた土地利用の誘導を検討する

**Q** 緊急通報システムの現状について伺う。

**A** 保健福祉部長 通報装置の設置状況については、平成19年度までに133台を設置しております。設置までの手順は、申請書を審査、申請者本人の聞き取り調査等をして、要件に該当した場合NTT東日本に設置を依頼します。平成20年度は、該当者10人が設置し、現時点において待機者はないものと考えております。

**Q** 千代田石岡IC周辺地区の土地利用策を、都市計画マスタープランに位置づける検討としてはどうか。

**A** 市長 現在でも千代田石岡ICから1km以内は、一定規模の流通業務施設が立地可能となっており、農地の取扱いの問題等で土地利用が図られていない状況です。

都市計画マスタープランにおける千代田石岡IC周辺地区の位置

付けについては、現在策定作業を進めているところでありますが、現段階では、地区別構想編の土地利用基本方針の中で、産業拠点として位置付け、産業等の動向やニーズの変化に対応した産業拠点の形成に向けた土地利用の誘導を検討するとしております。

今後は、インターチェンジ周辺という有利な条件を活かして、有効な土地利用を検討して参ります。

質問事項

1. 緊急通報システムについて
2. 定額給付金について
3. 国民健康保険特別会計の財政健全化について
4. 千代田石岡IC周辺地区と都市計画マスタープランについて
5. 民間保育所整備交付金の運用効果について
6. 扶助費支給の審査における、資産調査の公平性・厳格性について
7. 学校給食費滞納者の教育扶助、生活保護者からの天引きについて

和田 正美 議員



▲市民懇談会

**Q** 自治体財政基盤の改革については

**A** 行政評価システムを活用し、市民協働の行政運営を進める

**Q** 行政運営のための財政基盤整備・改革への取り組みについて伺う。

**A** 市長 現在、国においては歳入、歳出の改革が進められております。市においても、企業誘致や高度化支援など経済活性化策による税収の確保を始め、地場産業の振興策に努め、税収増に向けた取り組みを更に強化するとともに、より一層の効率的、効果的な予算執行や、事業の選択と重

点化など、歳出改革を進めて行かなければならないと考えており、市民協働の視点がますます重要になってきていると考えます。

成果を重視した行政評価システムを効果的に活用し、市民協働の行政運営を進めて行きたいと考えております。

**Q** 国民健康保険税の負担軽減策について伺う。

**A** 市民部長 負担軽減については、医療費の軽減を図る

ことや一般会計から繰入れを増やすことが考えられます。ジェネリック医薬品に切り替えていただくことや、適切な受診を心がけていただくことが、医療費の増加を抑え、結果として被保険者の負担軽減につながるようになります。

今年度、被保険者の負担が大きくなり、厳しい状況であることはうかがえますが、当市の財政状況も多く自治体同様、厳しいものがあります。

質問事項

1. 自治体財政基盤の改革について
2. 国民健康保険税負担の見直しについて
3. 土砂災害警戒区域等の確認と災害発生防止策について
4. 生活環境悪臭改善について
5. 公共施設管理の状況について
6. かすみがうら市ブランド化の推進について

平成21年第1回臨時会審議

平成21年第1回臨時会が、2月9日開催され、提出された案件（2件）を可決いたしました。

**議案第1号**  
**可決**  
 新市建設計画の変更について  
 ▼霞ヶ浦・千代田町合併協議会において策定した新市建設計画を変更することについて、「かすみがうら市議会合併特別債事業等主要事業調査特別委員会」において了承をいただき、市町村の合併の特例に関する法律規定に基づき、茨城県知事と協議の結果、異議のない旨の回答をいただき、議会の議決をお願いするものです。

**議案第2号**  
**可決**  
 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎建設工事請負契約の締結について  
 ▼平成21年1月28日に一般競争入札を実施いたしました「かすみがうら市霞ヶ浦庁舎建設工事」の請負契約を締結するため、「かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

**議案第1号**  
**可決**  
 選挙第1号  
 議長  
 桂木 庸雄 議員  
 当選

**議案第2号**  
**可決**  
 選挙第2号  
 副議長の選挙  
 小座野定信 議員  
 当選



▲霞ヶ浦庁舎建築イメージ図

中根  
光男  
議員



▲活字文書読み上げ装置（イメージ）

**Q** 妊婦検診無料化に対する市の対応は

**A** 子育て支援全体の中で検討していきたい

**Q** 妊婦検診14回無料化に対する市の対応について伺う。

**A** 保健福祉部長 公費負担の検診は、平成20年度から5回まで実施しております。平成22年度までと期間が限定されますが、国で、残り9回分について、2分の1の国庫補助と、残り2分の1の地方財政措置により支援しております。

討し、実施時期につきましては、国や近隣市の動向を踏まえ検討したいと考えております。

**Q** 障害者に対する活字読み上げ装置導入について伺う。

**A** 市長 障害者自立支援法の促進を図るため、県が障害者自立支援臨時特例交付金により特別対策事業を実施しており、その事業のうち、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業を導入することにより対応いたします。

保健福祉部長 視覚障害者の現況は、高齢になってからの失明が多いこともあり、点字の習得率が10%以下の状況のため、日常生活における情報入手は肉親やボランティアに頼る現状です。このような視覚障害者支援として、さらには窓口業務の円滑化を図るため、今回補正予算を計上しました。市障害者計画に基づき、「フォーマライゼーション」の実現を目指して、関連制度や環境整備に努めて参ります。

質問事項

1. 通学路及び道路が冠水状況になる場所が多々あるが対応策について
2. 妊婦検診14回無料化に対する市の対応について
3. 保育サービスの充実と増強について
4. 障害者に対する活字読み上げ装置導入について
5. マタニティキーホルダーの配布について
6. 低所得者に対する適正保護と自立支援の推進について

議会日誌

- 《11月》
  - 10日 総務委員会
  - 13日～14日 新治地方広域事務組合議会議員研修
  - 17日 議会運営委員会
  - 25日 議会運営委員会
- 《12月》
  - 2日～17日 第4回定例会
  - 5日 県市議会議長会臨時会
  - 18日 合併特例債事業等主要事業調査特別委員会
- 《1月》
  - 11日 消防出初式・成人式
  - 19日 産業建設委員会
  - 21日 県市議会議長会定例会
  - 26日 議会だより編集特別委員会
- 《2月》
  - 2日 議会運営委員会
  - 3日 全員協議会
  - 5日 議会だより編集特別委員会
  - 9日 県市議会議長会議員研修
  - 9日 全員協議会
  - 第1回臨時会
- 12日
  - 県南市議会議長会定例会
  - 土浦石岡地方社会教育センター
  - 一部事務組合議会定例会
  - 石岡斎場組合議会定例会

平成21年  
第1回定例会市議会のお知らせ

第1回定例会市議会は、3月3日（火）から開会となっております。会期日程については、お知らせ版に掲載いたします。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいかがでしょうか。どうぞお気軽にお越しください。

市議会の権限

- 市議会には、市の意思を決定し、または、議会の意思を決定する機関として、十分な活動ができるように、いろいろな権限が与えられています。
- 議決権 条例の制定・改正・予算の決定・決算の認定・主要な契約など市政の重要な事項について議決します。
- 選挙権・同意権 議長・副議長・選挙管理委員等の選挙をします。また、副市長・監査委員・教育委員等を選任する際には議会の同意が必要です。
- 調査・検査・監査請求権 市の事務が適正に執行されているか調査・検査し、監査委員に監査を求め報告を請求できます。
- 請願・陳情の受理権 市民から提出された請願・陳情を受理します。
- 意見書の提出権 市の公益に関する事項について、国や県などの関係機関に意見書を提出することができます。



詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

電話 0299 (59) 2111 内線 1302

ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/>

メールアドレス [gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp](mailto:gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp)

編集後記

金と仕事の現実主義だけで生きられますか？現実原則だけで世の中は何を動かしてきましたか？現実原則だけで必ず世の中のリスクを回避できますか？みなさんの心は現実だけで豊かになりますか？

行政、市役所の仕事は、時に現実主義ともされる世の中の歪を先後に責任を持って受け止めています。税金の滞納も物納で整理しながらも、金融機関が先にあらゆる財産を差押さえ、不良債権を処分した破産の最後には、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」の保障として、不能欠損処分や生活保護等としてその歪を税金で請負っているのです。すなわち「理想」の社会を維持することも行政の役割であります。これらの意義を福祉事業だけに過ぎないバランス配分が、議会と行政の仕事です。誰もしがける道路環境や通える庁舎環境など、今の不況下でも10に1つ、2つは合理主義、現実主義に取まらない「理想」社会の一端を保たなければなりません。

古き良きアメリカンドリームではなく、現実主義を生き抜くウォール街発のサブプライムローンのバブルがはじけ、摩天楼の一角に君臨していたリーマンブラザーズという米金融業界の秀逸なプロ中のプロが破たんし、その余波が私たち市民に更なる大きな暗雲低迷の現実として押し寄せてまいりました。かつて10年前もの日本の恐慌では、相次ぐ大手金融業界の破たんを食い止めるために、私たちの多額の税金が金融業界へ投入されたことは記憶に残るものです。その後、金融業界は、国の金融庁の監視の下、私たち市民と現実原則のパートナーとしてお付き合いをしています。しかしながら、不況下における金融の現実原則の徹底も、世界史上、事おのてん末には「理想」を保つため、「税金（公的資金）」に頼らざるを得ない」ことが現実であります。

(編集委員 古橋智樹)